

## 生物多様性国家戦略 パブリックコメント

2023年2月28日提出

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220059&Mode=0>

[宛先] 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

[件名] 「次期生物多様性国家戦略（案）」に対する意見

[氏名] 特定非営利活動法人野生生物保全論研究会 鈴木希理恵

[住所] 東京都港区芝 4-7-1 西山ビル 4階

[電話番号] 0704342-5697

[メールアドレス] info@jwcs.org

### 第1部

#### P21 14 - 17 行目

##### ② 世界と日本のつながりの中での課題

我が国での消費行動がサプライチェーンを通じて海外の生物多様性に影響を与えていることや、地球規模においては人口増加により自然資源への圧力が増大する一方で、国内においては人口減少が進んでいること等を踏まえ、我が国における自然資源の利用のあり方を見直す必要がある。

##### [意見]

我が国における自然資源の利用のあり方を見直す必要はあるものの、鉱物資源などをはじめ、引き続き海外での生物多様性に影響を与える自然資源も想定される。そのため、「サプライチェーンも含む我が国の自然資源の利用のあり方を見直す必要がある」と修文すべきである。なお、自然資源の利用の見直しにあたっては、自然資源の種類や現状を踏まえた整理の過程で、海外での生物多様性に影響を与える自然資源の特定が可能と理解しているため、自然資源の利用そのものに焦点を充てることが期待される。

### 第2部 行動計画

#### 1-1-4 既存保護地域の法令に基づく規制・管理等

既存の保護地域(※)において、法令や制度等に基づき適切な管理、調査等を着実に実施するとともに、必要に応じて新たな指定や区域の見直し等を行う。【環境省、農林水産省、文部科学省、国土交通省】

(略)

沿岸水産資源開発区域、指定海域 333,616km

都道府県・漁業者団体等による各種指定区域 ー

共同漁業権区域 87,200km

注：現在我が国の海域における保護地域の割合 13.3%について、重複等があるため上記の合計面積の割合とは一致しない（環境省「令和 2 年度生物多様性条約における 2021 年以降の国際目標に関する議論に向けた調査検討業務」報告書のデータを更新）

#### 【意見】

単に都道府県、漁業者団体等による各種指定区域であること、漁業権が設定されていることを以て「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として」管理された区域とは到底言えない。

例えば、日本において「海洋保護区」であるとされているものの大部分は海洋水産資源開発促進法の指定海域であるが、指定によりどのように生物多様性の保全が図られているか、その実効性が全く不明であり、何より同海域は生物多様性の保全を目的として設定されたものではない。また、単に都道府県、漁業者団体等による各種指定がなされていること、及び共同漁業権が設定されていることが、海洋生態系の保全と等価であるとは考えられないばかりか、かような指定や設定がなされているにもかかわらず、沿岸漁業は右肩下がりの減少を続けている実態と鑑みれば、水産資源の持続可能な利用にも直結するものとも言い難い。

少なくとも沿岸水産資源開発区域、指定海域、都道府県や漁業者団体等による各種指定区域、及び共同漁業権設定海域を個別の精査なく海洋保護区に含めると言った実態と合わない解釈は排すべきである。個々の実態を詳細に検討し、保護区の実態に合った運用をすべきである。

（抜粋）生物多様性国家戦略を考えるフォーラム 2022「持続可能な漁業とシーフード」：分科会提言（2022）

[https://www.jwcs.org/data/20221104\\_sanada\\_seafood\\_pro.pdf](https://www.jwcs.org/data/20221104_sanada_seafood_pro.pdf)

### 1-2-30 沿岸域の水質浄化対策の推進

自然と生物にやさしい海域環境の創造と親水性の高い海域空間の創出を目的に、ヘドロの除去、覆砂等の水質浄化対策を推進する。【国土交通省】

P79

### 1-2-32 海底にたい積した有機汚泥の浚渫の推進

周辺市街地や自然に優しい水域環境の創造及び安全で安心な水辺空間の創出等を目的に、海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進する。【国土交通省】

#### 【意見】

環境省の『環境表示ガイドライン～消費者にわかりやすい適切な環境情報提供のあり方～平成 22 年 1 月』では、「あいまいな表現や主張が特定されない表示は行わない「地球にや

さしい」、「環境にやさしい」、「自然にやさしい」などは避ける」としており、民間ではそれが浸透し、グリーンウォッシュに厳しい目が向けられている。「自然と生物にやさしい」「創造」「創出」は、「予防的アプローチを取り入れ、順応管理をする」に改め、公共工事全般を生物多様性保全を科学的に立証できる事業にすべきである。

P89

#### 1-3-45 公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止

公共事業においては、「生態系被害防止外来種リスト」に記載された外来種の使用を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、使用した場所から逸出しないよう適切な管理を推進。また、在来種を用いた緑化に当たっても、遺伝的かく乱を防止するため、地域性種苗の利用等の必要な配慮を行うとともに、外国産在来緑化植物の利用は行わないものとする。【農林水産省、国土交通省、環境省】

##### 【意見】

地域性種苗の利用は、国内外で採取された野生種や外国産の同種が紛れ込まないための管理と、導入種苗の来歴（原産地・栽培歴等）を記録するシステムが必要である。

P92

#### 1-5-4 希少な野生動植物の適正な流通管理

ワシントン条約、外為法、種の保存法に基づく、希少野生動植物種の国際取引及び国内流通管理のために、適正な法運用を行うとともに、関係省庁及び関係機関が連携・協力して、違法行為の監視を徹底し、適切な取り締まりを行うなど、効果的な管理方法の検討と実施を進める。【環境省、警察庁、外務省、経済産業省、財務省、農林水産省】

##### 【意見】

検察庁統計によると種の保存法違反は嫌疑不十分で不起訴になることが多く、2020年に至っては被疑事件287件中、嫌疑不十分は181件である。また税関におけるワシントン条約該当物品の輸入差止等の件数のうち、関税法違反処分事件数は1%程度である。違法取引を立証できる流通管理システムが必要である。特にワシントン条約に関する手続きの電子化および輸出入管理は国際基準のシステムを取り入れ、附属書Ⅱ掲載種の国内流通も国際取引と連動して管理すべきである。

税関におけるワシントン条約該当物品の輸入差止等の件数と主な品目

[https://www.customs.go.jp/mizugiwa/washington/washington\\_sashitome.pdf](https://www.customs.go.jp/mizugiwa/washington/washington_sashitome.pdf)

P93

### 1-5-6 普通種を含む身近な自然環境の保全 [重点]

絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種については、生態系を構成する基盤であり、多様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状を把握するとともに必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。身近な自然が普通種を含む生物の生息場所及び生態系ネットワークの構成要素になっていることに留意し、多様な主体の連携による維持管理を促進する。【環境省】

#### [意見]

普通種を保全の対象としたことは前進である。

### 3-4-16 MSY ベースの水産資源評価に基づく TAC 管理の推進

改正漁業法においては、TAC（漁獲可能量）による管理が基本とされており、2021 年漁期から 8 魚種について、改正漁業法に基づく TAC 管理が開始されている。引き続き、ロードマップ及び TAC 魚種拡大に向けたスケジュールに従い、TAC 魚種の拡大を推進し、2023 年度までに漁獲量ベースで 8 割を TAC 管理とする。【農林水産省】

（現状と目標）

指標 現状値 目標値 漁獲量※1 のうち TAC 魚種の占める割合 60.5% 80% (2023 年度)

※1 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

### 3-4-17 水産資源管理における IQ 管理の導入

IQ(漁獲割当て)による管理については、ロードマップに従い、2023 年度までに、TAC 魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する。【農林水産省】

### 3-4-18 水産資源管理における資源管理協定への移行

国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的な取組の組合せによる資源管理推進の枠組みは今後も存続し、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することになっており、2023 年度までに、現行の資源管理計画から、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了させる。【農林水産省】

### 3-4-19 水産資源管理のルールの遵守

アワビ・ナマコ等の沿岸域の密漁や我が国周辺水域における外国漁船の違法操業に対する取締りを強化するとともに、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に基づく特定の水産動植物の国内流通及び輸出入の適正化を図る。【農林水産省】

#### [意見]

2023 年度までの目標を達成するとともに、次期生物多様性国家戦略は「『2030 年ネイチャーポジティブ』の達成に向けた我が国のロードマップ」であることから、2030 年を達成

年とした目標として、さらなる対象魚種及び漁業の拡大を目標に設定すべきである。

### 3-1 4-20 国際水産資源の持続的利用

持続的な漁業の達成に向け、FAO が行う、途上国への IUU（違法、無報告、無規制）漁業対策支援、ワシントン条約（CITES）への科学的助言の提供等に必要な経費を支援する。さらに、漁業補助金規律の適切な策定・実施のため、WTO を通じて途上国メンバーに対して、漁業当局の関連会合への参加、補助金等の通報の改善等を支援する。また、資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理について、我が国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の排除に取り組む。【農林水産省】

### 5-4-6 生物多様性に有害・有益な奨励措置に係る対応【重点】

国内の補助金を含む各種奨励措置について、生物多様性に有害なものを特定し、該当する奨励措置のあり方を見直す。有害な奨励措置の特定作業に当たっては、生物多様性への影響を見極めるため、関係省庁間で十分に検討・協議の上で実施する。また、見直しについては奨励措置の利用者に十分配慮し、対処する。あわせて有益な奨励措置の増加に取り組み、優良事例については横展開すべく情報発信等に取り組む。【環境省】

#### 【意見】

外部有識者を含めた透明性のある審査により、乱獲につながる日本の漁業補助金を特定し改め、国際市場で優位に立つ持続可能な漁業を目指すべきである。

P137

### 4-2-15 人と動物の共生する社会の実現

飼養動物の飼育などの経験を通して、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に位置づけられる動物を愛護する気持ちや、人と動物の共生に係る理解が醸成される。これにより、野生動物を含む人と動物の適切な関係に係る考え方や態度の変革を促し、生物多様性の保全に寄与する。【環境省】

#### 【意見】

「飼養動物の飼育などの経験」が、どのように「野生動物を含む人と動物の適切な関係」につながるのか明確になってない。とくに野生動物については、餌やりやクジラ・イルカウォッチングでの対象への近づきすぎなどに対する最新の知見に基づく指針や、自然体験を通じての野生動物と人との距離の体得が必要である。

### 5-1-9 水産資源動向等のデータの蓄積

- ・ 資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始
- ・ 我が国周辺水域の主要魚種（マイワシ、マサバ等）や公海等で漁獲される国際漁業資源（サケ、カツオ・マグロ等）について、調査・評価等を実施する。
- ・ 海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援する。【農林水産省】

#### 5-1-19 海洋における生物多様性の実態と変動解析

深海を含む海洋の生物多様性を環境 DNA や映像から実態を把握するとともに環境変動に伴った動態を解析する。得られたデータは海洋生物多様性データベース（BISMaL）を通じてユネスコ傘下にある海洋生物多様性データベース（OBIS）に登録し、海洋生物多様性研究の発展に貢献する。【文部科学省】

#### 5-2-13 海洋生物ビッグデータ活用技術高度化〔重点〕

海洋生物・生態系の保全・利用を促進するため、海洋生物・生態系研究と情報科学の融合を図り、海洋生物に関するデータ収集・選別技術及びビッグデータの生成・解析技術 高度化等を行い、社会的成果の創出をステークホルダーとの連携により目指す。【文部科学省】

##### 〔意見〕

水産資源の管理において、文部科学省が行う海洋生態系の研究と連携し、予防的な管理基準や漁獲枠の設定をすべきである。

#### 5-5-25 移動性野生動植物種の保全に関する条約（ボン条約）

「移動性野生動植物種の保全に関する条約」（ボン条約）では、条約の附属書に掲載される絶滅のおそれのある移動性野生動植物種の保全のため、捕獲の禁止や種毎の協定・覚書の締結などが行われている。我が国は、本条約で捕獲が禁止される動物について我が国とは意見を異にする部分があるため、本条約を批准していないが、渡り性の鳥類については近隣国と二国間条約・協定を結ぶほか、関連する様々な条約等を通じ絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全に努めている。既存の取組を着実に実施するとともに、ボン条約に関しては、継続的な情報の収集に努め、必要な場合には、本条約又は関連する協定・覚書への対応も検討する。【環境省】

##### 〔意見〕

ボン条約について「我が国は、本条約で捕獲が禁止される動物について我が国とは意見を異にする部分があるため、本条約を批准していない」とあるが、ボン条約は1983年に発効しており、もはや国民の総意とは言えないのではないか。「2030年ネイチャーポジティブ」の達成ために、ボン条約に批准すべきである。

#### 5-5-26 野生動植物取引規制実施

野生動植物の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる持続可能な利用の考え方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約関連会合に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な議論及び情報交換を行うとともに、条約を適切に実施する。

【外務省】

【意見】

ワシントン条約関連会合において野生動植物の保護を求める締約国の提案に対し、日本はしばしば否定的な発言や投票行動をしており（※）、「積極的な参画」が「2030年ネイチャーポジティブ」の達成に貢献していない。

ワシントン条約締約国会議の決議及び決定数は、日本の国家戦略達成の指標として不適切。日本が条約の実施のためにすべきことは、象牙国内市場の閉鎖と、水棲種を中心とした附属書掲載種の留保の撤回である。

（※）真田康弘（2022）水棲種の附属書掲載提案における議論 『JWCS 通信』 No. 97 p5  
表：COP19 水棲種附属書改正提案一覧

[https://www.jwcs.org/data/2212\\_sanada.pdf](https://www.jwcs.org/data/2212_sanada.pdf)

#### 5-5-27 ワシントン条約 MIKE（ゾウ密猟監視）プログラム支援

アフリカにおけるゾウの密猟の根絶や関係者の監視能力向上等に係るプロジェクト（レンジャーの育成や密猟監視ポストの建設等）を支援し、野生動植物違法取引対策の強化を通じ、我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。 【外務省】

【意見】

東京都が行った象牙市場の実態調査によると、ほとんどの象牙取扱業者にとってもはや象牙は売り上げのごく一部に過ぎない。象牙取引再開を期待しての国費の支出であるならば、一部の事業者の利益のためになってしまい、納税者への説明がつかない。

MIKE は組織犯罪対策として有効であると評価されている。むしろ日本は大量の象牙を保有する過去の輸入国であるという認識から、日本国内象牙市場を閉鎖しワンオフセールの可能性がなくなっても、象牙をめぐる組織犯罪対策を目的に、MIKE の支援を継続すべきである。そして指標には金額を示すべきである。

『象牙市場の実態調査報告書』東京都政策企画局政策調整部政策調整課 2020年12月  
[https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/2020/12/images/zouge2\\_houkokusyo\\_2.pdf](https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/2020/12/images/zouge2_houkokusyo_2.pdf)